

本格実施後の発達障害者支援（イメージ図）

成人期発達障害者支援事業

成人期の発達障害者
(発達障害の自覚あり)

総合支所保健福祉課、ハローワーク、
障害者就労支援センター など

(仮称)発達障害者自立支援センター(保健福祉部)
[上用賀アートホール2階]

法内事業（民間の自主事業）

《就労移行支援》

- ・企業就労等に向けた作業や実習
- ・特性や適正に合わせた職探しや職場定着支援

《自立訓練（生活訓練）》

- ・生活能力向上のための支援

法内事業の利用には医療的診断が必要

相談・居場所（法外）

- ・医療的な診断を有しない方も対象とする。
- ・就労意欲や障害の受容を促す。
- ・関係機関において出張相談を実施する。
- ・就労後も継続的な相談を実施する。

拠点機能（法外）

成人期の発達障害者支援に関する拠点機能として、関係機関への支援や、区民や企業等に対する理解啓発などの取り組みを行う。

就労・自立

若者支援

社会性やコミュニケーションの問題から
生きづらさを抱える若者
(発達障害の自覚なし)

相談・居場所

(仮称)若者総合支援センター(子ども部)

サポステ滞留者等の状況から発達障害的
特性のある方が多数いると想定
セミナールームを活用して「みつけ
ば!」を実施

連携

**自己認知促進プログラム
「みつけば!」(保健福祉部)**

- ・「生きづらさ」や「周囲から理解されな
さ」をピアサポートにより共有・共感
- ・自己の特性への気づきを促し、社会と向
き合う術を見つける

連携

若者サポートステーション(産業政策部)

- ・滞留者の内約半数に発達障害的
特性一般就労が難しいと思われる
- ・バトンタッチ事業により発達障害
的な特性がある者と個別面談を実施

就労・自立

支援を活用し、向き不向きや
特性に応じた就労を目指す

(自覚あり)

就労